

使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書に係る追加確認事項等

令和元年 12 月 23 日
新基準適合性審査チーム

第九条（地震による損傷の防止）

- ・受入れ設備の仮置架台を耐震 C クラスとしている理由（機能喪失により基本的安全機能が損なわれるおそれがないとする根拠）を明確にすること。

第十一条（外部からの衝撃による損傷の防止）**【竜巻】**

- ・基準竜巻の最大風速の設定について、竜巻ガイドでは「日本で過去に発生した竜巻による最大風速を V_{B1} として設定することを原則とする。」としており、 V_{B1} の設定に竜巻検討地域での最大風速を採用できるとした根拠を明確にすること。また、影響評価における荷重設定のための最大風速を 100m/s とした根拠を説明すること。

第十二条（使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入等の防止）

- ・許可基準規則解釈で要求されている敷地内の人による核物質の不法な移動を防止するための措置について明確にすること。
- ・申請書添付六の「1.2.11 使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入等の防止」に「接近管理」を行うことができる設計とすると記載されているが、接近管理について具体的に説明すること。

第十三条（安全機能を有する施設）

- ・適合性説明資料に一覧表として示されている安全機能を有する施設については適切に申請書に反映すること。
- ・液体廃棄物の廃棄施設と固体廃棄物の廃棄施設の共用により安全性を損なわない設計とするとしているが、具体的にどのように設計することで安全性を損なわないとすることが明確にすること。

第十四条（設計最大評価事故時の放射線障害の防止）

- ・事故の選定について、基準規則解釈では、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を損なうおそれのある事故の選定を求めていることから、貯蔵建屋を含む使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に対する事象を含め申請書に記載すること。